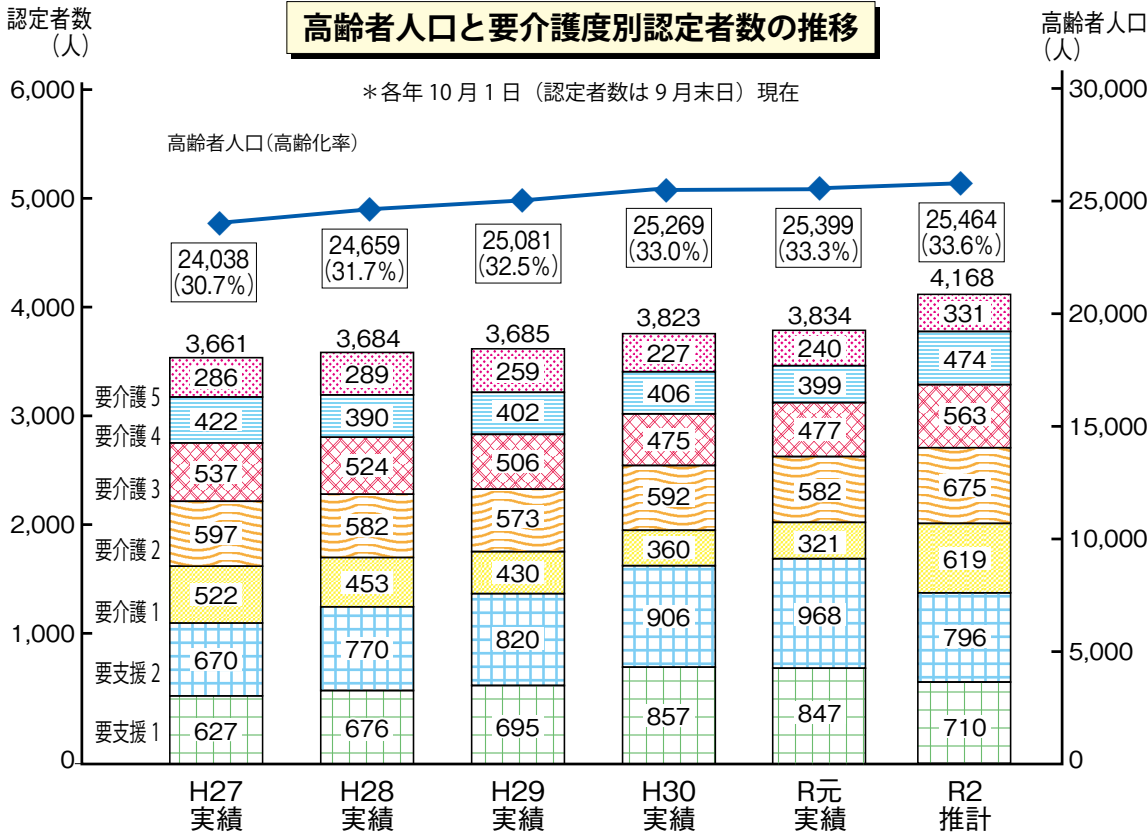




お問い合わせは 高齢介護課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4043 FAX(56)4032 へ
[ホームページアドレス] <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>



「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごすまちづくり」をめざして

介護保険制度は、増え続ける高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして平成12年4月に創設されました。その制度が始まって20年が経過し、高齢者の暮らしを支える大切な制度として定着しているところです。これからも市では、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運営」をめざして介護保険サービスの充実に取り組みます。

令和2年度介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の人)

段階	対象者	乗率	保険料額(年額:円)
第1段階	・生活保護受給者 ・非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.25	15,300
第2段階	・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円以下	0.375	22,950
第3段階	・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円超	0.65	39,770
第4段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.85	52,010
第5段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円超	基準額	61,180 (月額:5,098)
第6段階	・本人課税で、合計所得金額125万円以下	1.125	68,830
第7段階	・本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	76,480
第8段階	・本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	91,770
第9段階	・本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	97,890
第10段階	・本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	1.7	104,010
第11段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.8	110,130
第12段階	・本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	1.9	116,250
第13段階	・本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	2.0	122,360
第14段階	・本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	2.1	128,480
第15段階	・本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	2.2	134,600
第16段階	・本人課税で、合計所得金額1,000万円以上	2.3	140,720

◎合計所得金額とは、年金・給与・事業などの所得から、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得(保険料段階が1～5段階のみ)」を控除した額です

◎年金から天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、平成31年度の保険料を基に算定した金額を納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)のおのおのの保険料の合計額をできるだけ均等にするため、8月の保険料額で調整します。そのため前年と比べ保険料段階が変わる場合などに、8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増減することがあります

◎保険料額は令和2年4月～令和3年3月の1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1月～12月の金額のため、この保険料額と金額が異なります

◎第1段階から第3段階は、国の制度による軽減措置後の金額です

介護保険のしくみ

介護保険は、支え合いの考えのもと共同して保険料を負担し、加齢による病気などにより介護が必要になった人に、介護サービスを提供するしくみです。40歳以上の人が被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要であると認められれば、1割から3割の自己負担によって介護サービスを利用することができ

市の高齢者人口と認定者数の推移

市の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、平成12年10月の13・8パーセント(7人に1人)から、令和元年10月には33・3パーセント(3人に1人)と、19・5ポイントの大幅な増加となっています。また、認定者数も平成12年10月と令和元年10月を比べると2、

きま

617人増え、約3倍と大幅な増加となり、今後この傾向はさらに進むと見込まれます。



介護保険料は納期限までに納めましょう

保険料を納期限まで

に納めない、督促状や催告書により納付を催告することとなり、督促手数料や未納期間に応じた延滞金がかかります。1年以上滞納すると、介護サービスを利用する際、費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により保険給付分が後から支払われる償還払いとなります。また、納期限から2年を過ぎると保険料は時効により納めることができなくなり、時効となった保険料が

ある場合、その期間に応じた、介護サービスを利用する際、通常1割または2割の自己負担が3割(自己負担の割合が通常3割の人は4割)になり、高額介護サービス費などの制度を受けることができなくなります。やむを得ない理由により納期限までに保険料を納めることができない場合は、高齢介護課介護保険係(☎56)4043にご相談ください。

ご利用ください!! 地域包括支援センター

介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者を総合的に支える「地域包括支援センター」。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどを中心にチームを組み、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して生活していくためのワンストップ相談窓口です。

なんでもご相談を

- 介護に関する相談や悩みはもちろん、健康・福祉・医療・生活に関することなど、どんな相談にも対応
- 「どこに相談するのがわからない」といった悩みも、まずはご相談を

権利の擁護

- 認知症などにより、判断能力が十分でない人が、日常生活上の契約などで不利益を被らないための相談・支援
- 成年後見制度の紹介、高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売や住宅リフォーム・消費者金融などの消費者被害の防止に関する情報提供

地域包括支援センター

自立して生活できるよう支援

- 「要支援」と認定を受けた人への介護保険サービス利用の援助や、支援・介護が必要となる可能性の高い人への介護予防事業利用の援助
- 生活の中で実現したいことや目標について一緒に考え、安心して生活を続けていくための支援

さまざまな方面から支援

- 地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢者にとってより暮らしやすい地域にするためのさまざまな機関とのネットワークづくり
- 研修の実施、制度や施策などの情報提供

担当センター名	住所	電話番号	担当圏域	開所日
中部地域包括支援センター	寺田水度坂130	(54)7330 (55)3047	東城陽中圏域 城陽中圏域 南城陽中圏域	月～土曜日 8:30～17:00
西部地域包括支援センター	富野西垣内1-19	(55)7222	西城陽中圏域	月～土曜日 8:30～17:00
北部地域包括支援センター ひだまり	平川浜道裏20-1	(55)5180	北城陽中圏域	毎日 8:30～17:30



「介護予防・生活支援サービス事業」を利用するには、これまでの要介護・要支援認定を受ける方法のほか、基本チェックリスト(生活状況)による簡易な質問による判定を受けることで、必要なサービスが利用できるようになります。

また、「一般介護予防事業」では認知症予防教室や介護予防教室などを行っています。

介護サービスの利用について

介護サービスを利用するためには、市に要介護(要支援)認定を申請し、「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。

申請は、高齢介護課で本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合は地域包括支援センターなどに代行してもらうこともできます。申請には、介護保険被保険者証(65歳未満の人は、健康保険証など)が必要で、申請後に、本人などへの聞き取り調査があります。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。これをもち、「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。認定結果が出る前でも、暫定的なケアプランを作成することで、申請日から介護サービスを利用できます。現在日常生活を送るのに心配がなければ、認定申請をする必要はありません。

介護サービスの使い方

介護サービスを利用するには、ケアプランをたてる必要があります。要支援1・2の人は各圏域を担当する地域包括支援センターへ、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者へ、それぞれ直接連絡してください。

介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援に認定された生活機能の低下が見られる人などが利用する「介護予防・生活支援サービス事業」として実施されています。従来の訪問介護や通所介護に相当するサービスだけでなく、基準を一部緩和した市独自のサービスも実施しており、サービス内容に応じた利用者負担額となつていきます。

介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援に認定された生活機能の低下が見られる人などが利用する「介護予防・生活支援サービス事業」として実施されています。従来の訪問介護や通所介護に相当するサービスだけでなく、基準を一部緩和した市独自のサービスも実施しており、サービス内容に応じた利用者負担額となつていきます。

保険料の減免や負担軽減制度

介護保険料の減免

市には、収入の少ない世帯のための保険料減免の制度があります。

減免を受けるには表面記載の保険料段階が第2段階・第3段階の人で年間収入120万円以下、預

貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。また、災害による減免や、入院や失業などが原因で世帯収入が2分の1以下に減った場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関し収入が減った場合の減免の制度もあります(国・市の基準を満たす場合に限る)。

食費・居住費(滞在費)の軽減(表①参照)

介護保険施設(特養、老健、療養型、介護医療院)への入所(院)やショートステイを利用する場合、食費や居住費(滞在費)は原則自己負担です。

金額は施設が定めませんが、市民税非課税の人に対して、その負担を軽減する制度があります。なお、配偶者が市民税課税の人や一定以上の預貯金を保有する人は対象となりません。

高額介護サービス費(表①参照)

介護サービスを利用し、自己負担額が一定の金額を超えると、その超えた分をお返しする制度です。新規で該当する人については、市からお知らせします。

(※1)市民税課税世帯の人のうち、同じ世帯の全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯の人は、平成29年8月からの3年間に限り、年間446,400円が上限となります。

保険料の減免や各負担軽減制度の適用を受けるには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくはお問い合わせください。
☎高齢介護課介護保険係 ☎(56)4043

〈表①〉介護サービスを利用した場合の自己負担 (施設に入所などした場合の負担限度額)

利用者負担段階	食費(月額)	居住費(月額)					高額介護サービス費の上限(月額)
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	
				特養等	老健・療養等		
第1段階	300円	820円	490円	320円	490円	0円	個人 15,000円
							世帯 15,000円
第2段階	390円	820円	490円	420円	490円	370円	個人 15,000円 世帯 24,600円
第3段階	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	世帯 24,600円
第4段階	各施設などが決めた金額を払います						世帯 44,400円

新型コロナウイルス感染防止のため新しい生活様式を実践しましょう

○感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びに行くなら、屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をしている際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をしているときは、症状がなくてもマスク着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒の使用も可)